



難民など、世界的な人権問題に対する 地方自治体と市民社会の役割

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本 事務局長 若林 秀樹

アムネスティは半世紀前、1人の 英国人弁護士の「憤り」から始まった!

アムネスティ・インターナショナルは、すべての人の人権が守られる世界の実現を目指す国際的な市民運動体です。そのスタートは、1人のイギリス人弁護士から始まりました。その弁護士の名前は



ピーター・ベネンソン。1960年、軍事政権下にあったポルトガルで、二人の学生が「自由に乾杯」と言っただけで7年の禁固刑を受けたことに彼は衝撃を受け、団体の名前にもなった、「アムネスティ(=恩赦)のためのキャンペーン」を展開しました。つまり思想や信条、政治的意見、宗教、人種、性別などの違いで投獄された人々の釈放を求める運動を開始したのです。それ以降、アムネスティの運動は欧州全域やアメリカ大陸に広まり、日本では1970年に日本支部が設立されました。そして活動の領域は、さらに拷問、死刑、難民、強制失踪、武器・軍事技術の移転、ビジネスと人権などに広がり、1977年にはNGOとして初めてノーベル平和賞を受賞し、2016年には、創立55周年を迎えました。

アムネスティの運動の特徴は、国際事務局が独自に調査を実施して世界に情報を発信し、その情報をもとに手紙書きなど誰もが簡単に参加できる草の根の活動を展開することです。そうして、人権状況の改善を求める世論を盛り上げ、世界の人権状況の改善を目指しています。

230460@Giorgos Moutafis/
Amnesty International
アムネスティ・インターナショナル
創設者、ピーター・ベネンソン氏

今では世界200の国・地域において、700万人を超える人びとが活動に参加しています。さらに運動の中立性、独立性を確保するために、政府や国連からの資金援助を一切受けず、それもあって信頼性の高い情報提供や効果的なロビー活動を行うことができます。

世界は人権保障の崩壊の危機

残念ながら、アムネスティやほかの団体による懸命な活動にもかかわらず、世界では人権保障が崩壊の危機に瀕しています。多くの国で人権よりも国益が優先され、安全保障の名の下で過酷な政策が取られた結果、市民の基本的な自由と権利があらゆるところで脅かされています。アムネスティのレポートによると、2015年、国際法違反の状況を調べたところ、122か国以上で拷問や虐待があり、30か国以上で身に危険がおよぶ可能性のある母国へ難民を送還し、少なくとも19か国で、政府や武装グループが戦争犯罪や武力紛争法規違反を犯しました。

ここ数年、表現の自由など、基本的人権を求める人権活動家が弾圧を受け、市民団体への取り締まりが厳しくなっています。政府による恣意的な逮捕、拷問、投獄が日常的に行われています。またここ数年、世界各地でテロ事件が頻発し、内戦などで多くの人々が家を離れざるをえない状況となり、特に難民問題は、危機的な状況と言っても過言ではありません。テロや難民問題に共通するのは、何の罪もない一般市民が自分の力が及ばないところで、耐え難い犠牲を払っていることです。

「I WELCOME 難民の未来は、あなたがつくる」キャンペーンスタート

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) によれば、2015年、家を追われた人の数が初めて6,000万人を超えて6,530万人になりました。また母国を離れざるを得なかった難民も2,130万人となり、紛争のため多くの人が



107385©Raoul Shade

国から逃げ出し、世界的な難民保護が求められています。

世界中で難民が急増する中、日本に保護を求めてくる人も少なくありませんが、日本の受け入れはきわめて低い数字です。2015年の日本への難民申請者は7,586人（前年比52%増）と過去最高を記録しましたが、難民認定者数はわずか27人にすぎません。難民と認定しなかったものの、人道上の配慮を理由に在留を認めた者は79人で、あわせて106人にすぎません。難民支援は、難民の受け入れだけではありませんが、日本の難民認定数は、きわめて低いと言わざるをえません。

今、8割の難民が発展途上国に集中し、それらの国々での受け入れは限界に達しています。受入国のトップは、トルコ254万人、パキスタン156万人、レバノン100万人となっており、そのあとにイラン、エチオピア、ヨルダン、ケニアと発展途上国が続きます。ドイツや欧州各国への人びとの流入がメディアで盛んに取り上げられていますが、実は難民の多くは発展途上国が受け入れているのです。

難民の命と安全を守るには、各国が「難民を保護する」という国際的に約束した責任を公平に果たさないといけません。そこでアムネスティは、2016年10月より、最も弱い立場にある女性や子どもといった難民が安全な場所で暮らせるよう、先進国に行動を求めるキャンペーン、「I WELCOME」を展開しています。

日本では、政府や地方自治体、市民一人一人に働きかけ、国際化が期待される東京オリンピックまでに次の3つのことを実現するために取り組みます。

1. 日本政府が難民の年間受け入れ数を増やし、就労や教育、医療、福祉など国内の支援体制を整えていくこと。
2. 難民や外国人への抵抗感をなくし、受け入れに積極

的な世論の流れをつくること

3. 地方自治体において、「多文化」や「多様性」に関する啓発活動が増えること。

難民問題の解決には、日本政府はもとより、民間団体による支援と共に、地方自治体の協力が欠かせません。特に「第三国定住」や留学生を直接受け入れるなど多様な役割が地方自治体に求められています。

第三国定住とは、すでに母国を逃れて難民となっても、避難先では保護が十分でない人々に対して、新たな受け入れに合意した他国、つまり第三国が難民を受け入れる制度です。日本では、昭和53年以降のインドシナ難民の際に、1万人を超える難民の定住を受け入れる方針を決め、地方自治体が協力した実績がありますが、今、この難民危機に対応した「第三国定住制度」における新たな協力が求められています。

実際に難民を受け入れ、定住してもらうには、教育、居住、就労、文化交流などさまざまな領域で、定住先の地方の自治体と市民社会との連携が不可欠です。そのためには、まず市民一人一人が難民の問題や人権保障を理解し、多様な文化を受け入れる「多文化共生」の重要性を認識することが不可欠です。

難民保護の問題で、アムネスティなどの市民団体と地方自治体が実際に協力できる分野は色々あります。地方では、市民への難民や人権問題に関する啓発事業や、難民の定住支援において両者が協力することができます。そして同時に、政府に対しても、予算面や地方自治体と市民社会との連携を進めやすい制度づくりに向け、共に働きかけていくことは可能ではないでしょうか。難民の明るい未来のために、共に頑張りましょう。「I WELCOME」